



暮らし

ごみ

▶ ごみの分け方・出し方について

八代市では、家庭ごみを「燃えるごみ」と「資源物」に区分しています ごみの出し方のルールとマナーを守りましょう！！

お住まいの地域で「決められた場所(ごみ集積所など)」、「決められた時間」に、決められたものを出してください。
 ※収集日は、お住まいの地域の「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。
 ※市で収集しないものや処理できないもの(処理困難物や産業廃棄物など)は、それぞれの処理施設や許可業者に依頼するなどして適正に処理してください。(例:消火器、瓦・ブロック類、建築廃材、自動車部品・バイク、農業用機械類、タイヤ、家電リサイクル対象品、パソコン、産業廃棄物など)

▶ 出し方の基本ルール【燃えるごみ・資源物】

「燃えるごみ」の場合

- 八代市指定のごみ袋(有料)に入れて出してください。
※市指定のごみ袋は市内のスーパーやコンビニ等で販売されています。
- 収集日当日の午前6時30分から午前8時30分までにお住まいの地域で決められた集積所にルールを守って出してください。(地域で決められた時間がある場合は、各地域のルールに従ってください。)
※お住まいの地域の収集日は、「ごみ収集カレンダー」をご確認ください。

資源物の場合

- 資源物は「資源の日」に無料で出すことができます。
- 「資源の日」の午前6時30分から午前8時30分までに決められた場所に出してください。(地域で決められた時間がある場合は、各地域のルールに従ってください。)
※資源物の排出場所が「燃えるごみ」の集積所と異なる場合がありますのでご注意ください。
※分別方法についてはごみ分別ガイドブックの「資源の分別表」をご確認ください。

エコイトやつしろ(八代市環境センター)に直接搬入する場合

- エコイトやつしろ(八代市環境センター)に直接搬入してごみを処分する場合は有料です。

- 品目によって数量や大きさに制限があるものがありますので、詳しくは市ホームページまたは、ごみ・資源の分別アプリ「さんあーる」をご覧ください。

搬入先

エコイトやつしろ(八代市環境センター)
八代市港町299番地

☎32-4675

受入時間

平日 午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分

土曜 午前8時30分～11時30分

日曜特別開設(原則、第3日曜日) 午前8時30分～11時30分

※日曜特別開設では、燃えるごみの受入れを行っていません。実施日を変更する場合がありますので、市報やお問合せなどにより事前にご確認ください。

※日曜日(特別開設を除く)、祝日、休日、年末年始(12月31日～1月3日)は受入れを行っていません。

台風接近時等のごみ収集の有無に関する情報について

ごみ収集の有無については、市ホームページ、緊急情報メール、エフエムやつしろ、ひこいちテレビ、RKKデータ放送「デタポン」、ごみ分別アプリ「さんあーる」などで情報を流しますのでご確認ください。

〈広告〉

大好きです。きれいな水と住みよい環境。

浄化槽清掃・浄化槽保守点検・貯水槽清掃・産業廃棄物収集運搬

協業組合 八代清掃公社

熊本県八代市高島町4277番地



0120-33-5145(フリーダイヤル) FAX 0965-32-1220



ごみの運搬を他人にお願いする場合

ごみをエコイイトやつしろに持ち込む際、ご自身での運搬が困難な場合は、八代市から収集運搬の許可を得ている事業者に依頼してください。

ごみ減量化関係補助金

「生ごみ堆肥化容器等設置助成金」

ごみの減量化・資源化を推進するため、家庭用の生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機などを購入された方に助成金を交付しています。

◎助成対象になるもの

- ①生ごみ堆肥化容器(コンポスト化容器、その他生ごみを分解する専用容器など)
- ②電気式生ごみ処理機(家庭用の電気式生ごみ処理機)

◎助成金額

種別	生ごみ堆肥化容器の場合	電気式生ごみ処理機の場合
助成金額	購入額の1/2 (※上限額5千円まで)	購入額の1/2 (※上限額3万円まで)
助成内容など	3基まで (※1年間に1世帯につき) 本体以外の発酵促進剤などは対象外。	1機まで (※5年間に1世帯につき) ※ディスポーザー、設置工事が必要なもの、再用品(中古品)、自作品などは対象外。 ※事前登録が必要です。

◎対象者

- ・八代市内に居住し、住民登録があること
- ・八代市内のご家庭(自宅)で使用すること(※事業所は対象外です。)
- ・申請者世帯に市税等の滞納がないこと
- ・電気式生ごみ処理機の場合は、購入前に事前登録が必要。

「生ごみ堆肥化容器等設置助成金」の問合せについて

助成金の申請方法やお問合せなどは、循環社会推進課(☎34-1997)までお願いします。

ごみ・資源の分別アプリ「さんあーる」のご紹介

ご家庭のごみや資源物についての情報が簡単でわかりやすいように、スマートフォンやタブレット端末向けのごみ・資源の分別アプリ「さんあーる」を配信しています。
(ご注意※本アプリのダウンロードやご利用にはデータ通信料がかかり、利用者の負担になります。)

分別アプリ「さんあーる」の主な機能は次のとおりです。

「分別検索」機能

ごみ・資源物の品名から分別方法をおしえてくれます。

「収集カレンダー」機能

「燃えるごみ」「資源の日」の収集日をカレンダー表示で確認できます。

「ごみ出し日通知」機能

お住まいの地域の収集日をアラームでお知らせします。

「情報提供」機能

ごみや資源物に関するいろいろな情報がわかります。

ごみ・資源の分別アプリ「さんあーる」のQRコード

Google Playの場合 (アンドロイドAndroidを お使いの方)	App Storeの場合 (아이폰iPhoneを お使いの方)
	

〈広告〉



株式会社 南

リサイクルの
身近なパートナー

●環境事業
資源ごみ再生事業
製紙原料(古新聞・古雑誌・段ボール等)仕入・販売

●包装資材販売 ●計量証明事業所

本社・工場 ☎866-0034 熊本県八代市新港町1丁目7-4

TEL (0965)37-1521 FAX (0965)37-1523



▶ 犬の登録(手数料:3,000円/頭)

生後91日以上飼育された犬は、登録(生涯1回)が法律で義務付けられています。また飼育主が変わった場合も登録の変更が必要です。

登録は、環境課(エコエイトやつしろ)、各支所地域振興課(鏡支所市民環境課)、下記の動物病院で行うことができます。

▶ 狂犬病予防注射(手数料500円+注射料金)

生後91日以上飼育された犬は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが、法律で義務付けられています。

狂犬病予防注射は、4月に実施する集合注射(場所:飼育主に郵送にて通知)か各動物病院で受けてください。(注射料金は病院によって異なりますので事前にご確認ください)

◎**交付された注射済票・鑑札は、犬の首輪に着けてください。**
 ※狂犬病は、人はもちろん犬等のほ乳類共通の感染症で、発症するとほぼ100%死亡する病気です。現在でも近隣諸国をはじめ、世界中で狂犬病は発生しています。もしも狂犬病が侵入した時、蔓延を防ぐ為にも必ず予防注射を受けさせてください。

▶ 動物病院でも手続きができます。

下記動物病院では、登録・予防注射(登録鑑札・注射済票の交付)が一括して行えます。

名称	住所	連絡先
赤司動物病院	永碓町1248	34-7755
グリーンヒル動物病院	古閑上町146-1	30-7117
八代ペットクリニック	上片町1019	32-2725
たくみ動物病院	鏡町下村1425-1	43-8000
なかじま動物病院	氷川町鹿島775-2	52-0467

※市外の動物病院で狂犬病予防注射を受けられた場合は、動物病院が発行する注射済証(予防注射を受けたことの証明書)と手数料(500円)を持参の上、環境課、または各支所地域振興課(鏡支所市民環境課)へ届け出てください。注射済票を交付します。

▶ 飼い犬についての各種届出

こんなとき	届出先	必要なもの
新たに犬を飼うとき	市内の各動物病院・環境課・各支所地域振興課(鏡支所市民環境課)	鑑札交付手数料:3,000円
狂犬病予防注射	市内の各動物病院又は市が行う集合注射(4月頃)	注射済票交付手数料500円と集合注射料金 ※動物病院で受ける場合は、料金が異なりますので事前にご確認ください。
飼い犬の死亡	環境課・各支所地域振興課(鏡支所市民環境課)	鑑札・注射済票
飼い主の変更	環境課・各支所地域振興課(鏡支所市民環境課)	
他市町村からの転入	環境課・各支所地域振興課(鏡支所市民環境課)	鑑札・注射済票
他市町村へ転出	転出先の市役所・役場	鑑札・注射済票
市内の住所変更	環境課・各支所地域振興課(鏡支所市民環境課)	
鑑札、注射済票の紛失	環境課・各支所地域振興課(鏡支所市民環境課)	再交付手数料:鑑札400円 注射済票300円

お願い

- 飼い犬の「ふん」は持ち帰ろう！
 飼い犬の「ふん」による道路や公園などの公共の場所、民有地が汚されるといった苦情が増えています。散歩をされるときは引き綱でつなぎ、「ふん」を処理する道具を携帯しましょう。また、排泄した「ふん」は必ず持ち帰りましょう。
- 犬の放し飼いはやめましょう！
 犬の放し飼いの苦情がたくさん寄せられています。必ず犬はつないでおきましょう。

おしらせ

- 野良猫にえさを与えないでください！
 野良猫にえさを与えていると、えさを求めて猫が集まり、糞や尿、鳴き声などで周囲の方に迷惑をかけています。また、飼い主のいない不幸な猫を増やしてしまうことにも繋がります。えさを与えるならば、責任を持って、自分の猫として飼ってあげてください。

▶ 蜂の巣の駆除について

私有地にある蜂の巣の駆除は、所有者で対応をお願いしております。特定の業者のあっせんなどはしておりませんので、駆除を依頼される方は、「タウンページ」→「ハチ駆除」をご覧ください。



暮らし

火葬場(斎場)

八代市斎場

1. 所在地: 八代市松崎町370番地1
2. 電話番号: 32-3844
3. 開場時間: 午前9時から午後5時(遺体の搬入は午後3時30分)までです。
4. 斎場休日: 原則1月1日のみです。
(ただし、特別の事情があるときはこの限りではありません)

八代生活環境事務組合斎場

1. 所在地: 八代市東陽町南2811番地
2. 電話番号: 65-3535
3. 斎場休日: 原則1月1日のみです。
(ただし、特別の事情があるときはこの限りではありません)

斎場使用料

斎場の使用料は下記のとおりです。本庁・各支所の窓口で埋火葬許可申請時又は斎場使用許可申請時にお支払ください。

種別	単位	使用料		
		市内	市外	
ご遺体	15歳以上	1体	5,000円	20,000円
	15歳未満	1体	3,500円	15,000円
死産児		1体	2,500円	10,000円
改葬等による焼骨料		1体	1,500円	5,000円
産汚物類		1個	500円	1,000円

※八代郡氷川町に住所を有する者の火葬に係る使用料につきまして、この表の規定にかかわらず市内の使用料が適用されます。

死亡届・埋火葬許可申請書及び斎場使用許可申請については市民課(33-4110)へお尋ねください。

し尿・浄化槽 清掃関係

八代市では、お住まいの地域ごとで、し尿・浄化槽の清掃を行う業者が異なります。

し尿収集及び浄化槽清掃の手数料については、下記のとおりお問い合わせください。

	し尿	浄化槽
本庁管内	(協)八代清掃公社 ☎33-5145	
千丁・坂本・東陽・泉支所管内	(有)八代郡環境衛生センター ☎52-1605	(有)八代郡浄化槽管理センター ☎52-2315
鏡支所管内※1	(有)八代郡環境衛生センター ☎52-1605 (株)イケダ ☎52-1405	(有)八代郡浄化槽管理センター ☎52-2315

※1 鏡支所管内については、お住まいの場所で、収集業者が異なりますので、鏡支所管内の業者にご確認ください。

〈広告〉

株式会社 イケダ

- 浄化槽清掃
- 浄化槽保守点検
- し尿収集運搬業
- 排水管調査・洗浄

認められた技術と長年の経験

八代市鏡町内田 860

TEL0965-52-1405 FAX0965-52-7208



住宅・土地

大規模な土地の取り引きをするときは

問 建設政策課 ☎33-4116

国土利用計画法では、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発を防ぐため土地取引について届出義務を設けています。

一定面積以上の一団の土地について、土地売買等の契約を締結した場合、譲受人は契約後2週間以内(契約日を含む)に市長を経由して、知事に届け出なければなりません。

届け出ることとなる土地の面積は次のとおりです。

- 都市計画区域 5,000㎡以上
- 都市計画区域外 10,000㎡以上

開発行為を行うときは許可が必要です

問 建設政策課 ☎33-4116

建築等を目的に土地の開発行為を行う場合は都市計画法の許可が必要です。

都市計画区域では3,000㎡以上の開発行為を行う場合、許可が必要です。

都市計画区域外では10,000㎡以上の開発行為を行う場合は許可が必要です。

一定規模以上の建物などの建築や外観の変更を行う場合は届出が必要です

問 建設政策課 ☎33-4116

一定規模以上の建物や塀などの新築や増築、色の塗り替え等を行う場合は、景観に配慮した内容であることを確認するため、景観法に基づく届け出が必要となります。

都市計画図・地形図(白図)を購入するには

問 建設政策課 ☎33-4116

建設政策課では、都市計画図及び地形図(白図)を販売しています。

販売している都市計画図・地形図(白図)の種類と価格

種類	番号又は 主な掲載範囲	用紙	縮尺	価格 (税込)
都市計画図	旧八代市+旧鏡町+ 旧千丁町	A0	1/25,000	1,500円
	No.1 鏡町	A0	1/10,000	1,200円
	No.2 外港	A1	1/10,000	1,000円
	No.3 中心部	A0	1/10,000	1,500円
	No.5 日奈久	A0	1/10,000	1,200円
地形図(白図)	市内全域	A3	1/150,000	100円
	市内全域	A0	1/50,000	400円
	旧八代市+旧鏡町+ 旧千丁町	A0	1/25,000	400円
	No.1~No.18	A0 A1	1/10,000	400円
	No.1~No.83 No.101~No.111	A0	1/2,500	400円

※番号、掲載範囲については、ホームページ記載の八代市都市計画基本図
図郭割図をご覧ください。

被災した「宅地」と「私道」の復旧を支援します

問 建設政策課 ☎33-4116

令和2年7月豪雨により被災した宅地の擁壁・地盤等の復旧工事や、私道の原形復旧工事に要する経費の一部を支援します。詳しい内容についてはご相談ください。

建物を建築するときは建築確認申請が必要です。

問 建築指導課 ☎33-4750 FAX33-4461

八代市内に建物を建てようとする人(建築主)は、建築工事に着手する前に、市建築指導課または指定確認検査機関に建築確認の申請をしなければなりません。

建築計画が建築基準法やその他関係法令の規定に適合しているかを確認し、適合している場合は確認済証を交付します。交付を受けた後でなければ工事に着手することはできませんので注意してください。

※小規模な増改築など、建築確認申請が不要となる場合もあります。

八代市戸建木造住宅耐震化支援事業のお知らせ

問 建築指導課 ☎33-4750 FAX33-4461

あなたの住宅は大地震に耐えられますか。

今後の大地震に備え、市民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、木造住宅の耐震化を行う方に、その費用の一部を補助します。

支援事業として以下の事業を行っています。

- ①耐震診断士派遣事業(耐震診断)
- ②耐震改修設計
- ③耐震改修工事
- ④建替え工事
- ⑤耐震シェルター設置工事

※補助対象の木造住宅は、おもに昭和56年5月までに建築を着手した住宅です。

また②~④の設計や工事は補助申請の前に、耐震診断を行い「倒壊の危険性がある」と判断されたものが対象となります。その他、対象となる住宅や申請者については条件があるため、まずは建築指導課にご相談をお願いします。

市営住宅

問 本庁住宅課・各支所建設地域事務所

入居申込み資格

市営住宅は住宅に困窮している方を対象としていますので、入居者資格に該当しない人は申込みできません。

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかでない人
- (2) 市税等を滞納していない人
- (3) 同居又は同居しようとする親族(同居予定者)がある人
内縁関係にある方や婚約者のある方も申し込みます。
内縁関係の方は、その関係が住民票で確認できる場合に
限ります。婚約者の方は、3ヶ月以内に結婚される場合に
限ります。

※下記のいずれかに該当する場合は単身者でも可。(ただし、井揚町団地、流藻川団地、中次団地、下岳上団地に限りません)

- ① 60歳以上の人
 - ② 身体障害者手帳の等級が1級から4級までの人
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級から3級までの人
 - ④ ③の程度に該当する知的障害者
 - ⑤ 生活保護法による被保護者
 - ⑥ 戦傷病者手帳の障害の程度が特別項症から第6項症までの人
 - ⑦ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人
 - ⑧ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から5年を経過していない人
 - ⑨ ハンセン病療養所入所者等
 - ⑩ DV被害者(詳細な条件があります)
- (4) 過去1年間の月収入額が基準を超えない人

一般世帯の場合	高齢者・障がい者世帯等の場合 (裁量階層世帯)
(月額)158,000円以下	(月額)214,000円以下

申込方法・入居決定

市営住宅については毎年6月頃公募を行います。公開抽選会を実施し、団地ごとの入居待機順位を決定します。

また、公開抽選会後は随時受付を実施しており、入居待機順位は公開抽選会で決定した順位の下位になります。

申し込み・問合せ先

- ・八代市住宅課
- ・八代市坂本地域建設事務所
- ・八代市千丁建設地域事務所
- ・八代市鏡建設地域事務所
- ・八代市東陽建設地域事務所
- ・八代市泉建設地域事務所

☎33-4122
☎45-2290
☎46-1104
☎52-7820
☎65-2115
☎67-2115

道路

問 旧八代管内	土木課	☎33-4121
坂本支所管内	坂本建設地域事務所	☎45-2290
千丁支所管内	千丁建設地域事務所	☎46-1104
鏡支所管内	鏡建設地域事務所	☎52-7820
東陽支所管内	東陽建設地域事務所	☎65-2115
泉支所管内	泉建設地域事務所	☎67-2115

市道に関する要望は

市道の整備や改良工事(補修等、緊急を要するもの以外)についての要望は、地元市政協力員を通して連絡をお願いします。

境界確定(確認)の手続きについて

八代市が管理する市道と里道において、民有地との境界を確定する場合は官民境界確定協議書の提出が必要です。

市道の占用って何?

市道に排水管、工事用足場などを設置する場合には道路管理者(八代市)の許可が必要です。設置する場所や構造には一定の制限がありますので事前にご相談ください。

また、占用物件の許可期間は、最長で5年です。許可期限後も引き続き使用される場合は、占用継続の手続きを済ませてください。

なお、工事の際には警察の道路使用許可も必要ですので、所轄警察署へもお問い合わせください。

道路を改造するときは?

市道沿いの民地への車両乗入口がない等の理由で、道路に関する工事(歩道切り下げ、ガードレール撤去、街路樹の移植など)をする時は、道路管理者の承認を得た後、自費にて施工していただくことになります。歩道通行者の安全のため、乗入口の幅等は最低限必要な分のみとなります。

また、構造等にも一定の制限がありますので、お早めにご相談ください。

道路の穴ぼこや危険な場所を発見したら

通勤途中や散歩などで、道路の陥没・損傷や危険な場所を発見したら、事故を未然に防ぐためにもすぐにご連絡をお願いします。また、街路灯の球切れや水たまり(雨が降っていないのに水が溜まっている箇所)なども、お気づきになりましたらお知らせください。

- 【例】
- * 直径30センチくらいの穴が開いている。
 - * 道路の端(路肩)が欠けている。
 - * 20センチくらいの石が3個落ちている。
 - * 照明灯が切れている。

※私道や私有地内については対応できません。

河川

問 旧八代管内	土木課	☎33-4121
坂本支所管内	坂本建設地域事務所	☎45-2290
千丁支所管内	千丁建設地域事務所	☎46-1104
鏡支所管内	鏡建設地域事務所	☎52-7820
東陽支所管内	東陽建設地域事務所	☎65-2115
泉支所管内	泉建設地域事務所	☎67-2115

河川や水路の敷地は市民全体の財産です

河川や水路のうち、準用河川、法定外公共物(水路)は、八代市が財産・機能管理を行っております。河川や水路の種類の確認、各種手続きは、本庁管内は土木課、支所管内は各建設地域事務所(坂本、千丁、鏡、東陽、泉)にお問い合わせください。

境界確定の手続きについて

八代市が管理する河川や水路において、民有地との境界を確定する場合は官民境界確定協議書の提出が必要です。

通路(橋梁)等や護岸を設置するときは

八代市が管理する河川や水路の上下に、許可なく通路(橋梁)、給水管、排水管等を設置する行為は禁止されています。通路(橋梁)、給水管、排水管等を設置する必要がある場合や、河川や水路と民有地の境界に護岸を設置する場合は許可申請手続きが必要です。

不法投棄や不法埋立て等を見かけたら

八代市が管理する河川や水路、堤防、河川敷等に、ごみ等を捨てること、埋立てることは、禁止されています。もし、見かけたら、ご連絡をお願いします。

公園

問 旧八代管内	都市整備課	公園緑地係	☎33-4123
坂本支所管内	坂本建設地域事務所		☎45-2290
千丁支所管内	千丁建設地域事務所		☎46-1104
鏡支所管内	鏡建設地域事務所		☎52-7820
東陽支所管内	東陽建設地域事務所		☎65-2115
泉支所管内	泉建設地域事務所		☎67-2115

貸出しについて

- ①球磨川河川緑地・麦島東公園・高島公園・北部中央公園・松崎公園・郡築大礎多目的運動場のグラウンド貸出しは、八代市立総合体育館(☎35-0150)に連絡してください。
- ②日奈久ドリームランド「シー・湯・遊」のグラウンド貸出しは、日奈久ドリームランド管理事務所(☎38-2039)に連絡してください。
- ③その他公園の貸出しは、旧八代管内は都市整備課、支所管内は各支所の建設地域事務所にお問い合わせください。
(公園を大人数で使用する場合や、公園内でイベントを開催したい場合は、早めにご相談ください)

工作物の占用について

- ①八代市が管理する公園に、許可なく工作物を占用する行為は禁止されています。
工作物を占用する場合は、許可申請手続きが必要です。
- ②露天等を出店したい場合は、申請が必要になりますので早めに手続きをお願いします。

不法投棄等について

八代市が管理する公園に、ごみ等を捨てることは禁止されています。もし見かけたらご連絡をお願いします。

火気使用について

八代市が管理する公園で、火気(バーベキュー・花火等)を使用することは禁止されています。もし見かけたらご連絡をお願いします。

犬等の排泄物について

八代市が管理する公園で、犬等を散歩させるときには、必ずリードの使用をお願いします。
また、ふんを処理するための用具を携帯し、持ち帰りをお願いします。なお、マナーが悪かった複数の公園では犬の散歩が禁止されていますので、看板等を確認してください。

公園の各種手続き先について

公園の各種手続きは、旧八代管内は都市整備課、支所管内は各支所の建設地域事務所にお問い合わせください。



暮らし

〈広告〉

一般土木事業
とび/土木事業
舗装工事業
塗装工事業
管工事水道施設業
しゅんせつ業
石業/産業廃棄物(収集・運搬)



株式会社 松本建設

〒869-4403 熊本県八代市泉町下岳 4390
TEL 0965-67-1588 FAX 0965-67-3003
Mail:aej05775@nifty.com
URL:matsumoto-kensetsu.com

水道

水道・簡易水道

水道に関する届出

次のような場合は、届出が必要です(届出は電話でも構いません)。

- ①引越してきたとき
- ②引越しをするとき
- ③長期間、水道を使用しないとき
- ④使用者の名義が変わるとき
- ⑤水道を廃止するとき(建物を壊すなど)

メーターの検針

毎月一度水道メーターの検針にお伺いします。検針がスムーズに行えますよう次のことにご協力をお願いします。

- ①メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ②メーターボックスの中は、きれいにしておいてください。
- ③犬は放し飼いにしないで、出入り口やメーターボックスから離してつないでください。
- ④家の増改築の際には、メーターボックスが床下や屋内にならないようにしてください。

料金の請求・支払い

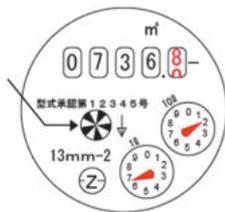
水道料金は、毎月請求します。お支払い方法は、口座振替または金融機関・コンビニ等で納付してください。

水道管の漏水等の修理について

漏水は大切な水をムダにするだけでなく、お客様の料金負担も大きくなります。水道局指定の給水装置工事業者に修理を申し込んでください。

水漏れの点検方法

- ①全ての蛇口を閉める。
- ②水道メーターのパイロット(右図)をチェックする。
- ③回転していればどこかで漏水している可能性があります。



水道料金

上水道(旧八代市)

(税込)

種別	基本料金(1月)	超過料金(1㎡につき)
一般用	8㎡ 858円	132円

※別途メーター使用料がかかります(13mm 66円、20mm 121円等)。

上水道(鏡町、千丁町、東陽町・泉町の一部)

(税込)

種別	基本料金(1月)	超過料金(1㎡につき)
一般用	8㎡ 1,100円	137.5円

簡易水道(計量給水区域)

(二見洲口町白島地区、坂本町、東陽町・泉町の一部) (税込)

種別	基本料金(1月)	超過料金(1㎡につき)
一般用	8㎡ 1,573円	169円

※別途メーター使用料がかかります(13mm 66円、20mm 121円等)。

簡易水道(放任給水区域)(泉町の一部)

1月につき600円(税込)

連絡先

上水道(旧八代市)

上下水道お客様センター ☎32-7194 FAX32-0934

上水道(鏡町、千丁町、東陽町・泉町の一部)

八代生活環境事務組合 ☎62-2049 FAX62-4829

簡易水道(二見洲口町白島地区、坂本町、東陽町・泉町の一部)

水道局 業務係 ☎33-1868 FAX32-0934

(広告)

建設業県知事許可 八代市指定給水装置工事事業者
排水設備指定工事店 登録電気工事業者

湯野住宅 株式会社

増改築(リフォーム)工事
介護保険工事(トイレ工事、手すり工事 他)

上水道・下水道・浄化槽・システムバス
システムキッチン・天日・ポンプ

ボイラー・温水器・オール電化
照明設備・電気工事・エアコン工事 他

〒866-0877 熊本県八代市田中北町1-4
TEL 0965-35-1233

・排水管洗浄工事
・管内カメラ調査

お気軽に連絡下さい

一般・産業廃棄物収集運搬・処理業・排水管清掃業

皆様の資源を大切に! 粗大ゴミ承ります!

株式会社 マルミ

☎0120-538-032

〒869-5163 八代市三江湖町 87 マルミ 検索

TEL 0965-33-5177 / FAX 0965-33-5535

・八代市上下水道指定工事店
・八代郡生活環境指定工事店

熊本県知事許可 第15720号

有限会社 ハウテックタガミ
Tagami

代表取締役 田上 潤一

水廻りのことならお気軽にご相談下さい!

〒866-0082 熊本県八代市大福寺町760-1
TEL 0965-39-8601
FAX 0965-39-8602
E-mail hautec-tagami@waltz.ocn.ne.jp

下水道

下水道の役割

下水道は、私たちの生活環境を安全で快適なものにするために重要な役割を果たしています。

下水道が整備されると、降雨による浸水の防止、汚れた川の解消、トイレの水洗化などで川や海もきれいになり、清潔で快適な暮らしができます。

下水道受益者負担金・分担金は

問 下水道総務課 業務係 ☎33-4147

下水道が整備されると、土地の便益性が高くなります。したがって、その便益を受ける人(土地・家屋の所有者、または賃借人等)に下水道建設費の一部を負担していただくものです。

下水道を利用するための改造工事は

問 下水道総務課 水洗化促進係 ☎33-4147

下水道を整備しますと、下水道を使用できる区域(処理区域)を決めて、「広報やつしろ」や地元説明会等でお知らせします。

この処理区域内の人は、台所や風呂などの汚水を下水道に接続する工事を遅滞なくしなければなりません。

浄化槽についても、速やかに下水道に直結するよう義務づけられています。また、くみ取り便所については、3年以内に水洗便所に改造するように、法律で義務づけられています。

下水道に接続する工事や水洗化工事をする ときの手続きは

問 下水道総務課 水洗化促進係 ☎33-4147

下水道総務課への届け出が必要です。工事は、指定工事店以外ではできませんので、八代市が指定する「指定工事店」へ申し込んでください。「指定工事店」では設計から施工、排水設備工事費の助成金や融資あっせんの申し込みなどの手続きをします。

〈広告〉

見積もりとご相談は無料!!

**1級土木施工管理技士に
お任せ下さい!**

○庭の壁を修理したい・・・
○下水管がつまる・・・
○バリアフリーを考えている・・・
○トイレを水洗化したい・・・ など

八代市排水設備指定工事店

(有)宮崎工業所

☎0965-35-6203
☎0965-31-7150

〒866-0041 八代市八幡町8-1 代表 宮崎義治

土木と建築を一筋に56年の実績!
確かな技術でご要望にお応えします!

排水設備工事費の助成金や融資あっせん 子補給を受けたい方は

問 下水道総務課 水洗化促進係 ☎33-4147

排水設備工事をする方のために、助成金及び融資あっせん子補給制度を設けております。

排水設備工事費助成金

- くみ取り便所からの改造工事……………80,000円
- 単独浄化槽からの改造工事……………40,000円
- 合併浄化槽(補助金なし)からの改造工事…30,000円
- 合併浄化槽(補助金あり)からの改造工事…20,000円

排水設備工事費融資あっせん子補給

- 融資限度額……………50万円以内
- 返済期間……………36ヶ月以内
- 融資利率……………年4.5%
- 子補給額
 - 1年以内に排水設備工事を行った場合
…利子の全額
 - 1年を超え3年以内に排水設備工事を行った場合
…利子の半額

下水道使用料・農業集落排水使用料・ 公共浄化槽使用料の支払方法は

問 下水道総務課 業務係・水洗化促進係 ☎33-4147

下水道や農業集落排水・公共浄化槽をご使用になりますと、施設の維持管理等の経費として使用料を納めていただくことになります。使用料は口座振替、または納付書で納入となっています。(一部地域を除く。コンビニでも支払可。)

下水道についてのお問い合わせは

問 下水道建設課 計画係・建設係 ☎33-4458 下水道総務課 業務係・水洗化促進係 ☎33-4147

下水道の整備計画、下水道工事、排水設備工事及び助成金・融資あっせん子補給制度、下水道・農業集落排水・公共浄化槽使用料、受益者負担金等の詳細についてはお気軽にご相談ください。

新築等による汚水桝設置は

問 下水道建設課 計画係 ☎33-4458

新築等により汚水桝設置が必要となる場合は八代市で設置を行います。(一部例外を除く)

汚水が流れないと感じたときは

問 下水道建設課 計画係 ☎33-4458 下水道総務課 水洗化促進係 ☎33-4147

ご家庭の汚水が流れないと感じたときはご連絡ください。



暮らし